

男女共同参画推進条例に基づく 苦情や救済の申出ができます

「男女共同参画推進委員」は、市の施策や措置に対する苦情と性による人権侵害の救済について、男女共同参画の視点で処理する市の附属機関です。

苦情

(市に対して)

市の男女共同参画を推進する施策や措置に対して、意見や要望があるとき

(過去の申出事例)

- ・授乳室の設置
- ・事業での託児実施
- ・行政発行紙での表現
- ・施策推進のための体制確保 など

市の施策や措置が、男女共同参画の推進を阻害していると思われるとき

救済

(市、市民、事業者、団体に対して)

市内において、性による差別的扱い等の人権侵害を受けたとき

申出の流れ



申出人



申出書提出

事務局へ
持参または郵送



男女共同参画
推進委員
(識見者・弁護士)
調査の実施



市、
市以外の機関

勧告、要請、
意見表明 など

処理結果の通知、助言

調査の対象
としないこと

- ・裁判所において係争中か、または判決済みのこと
- ・他の行政機関で審理中か、または裁決済みのこと
- ・議会に関すること
- ・男女共同参画推進委員が既に処理をした苦情等
- ・調査に協力が得られない場合
- ・その他男女共同参画推進委員が適当でないと判断したこと



筑紫野市における
男女共同参画の
シンボルマークです。

<事務局・問い合わせ先>

筑紫野市 人権政策・男女共同参画課 男女共同参画担当
〒818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号

Tel 092-918-1311(直通)

メールアドレス danjo@city.chikushino.fukuoka.jp

詳細は市 HP へ

こちらから
申出書が
ダウンロード
できます

